島根あさひ社会復帰促進センター	処遇担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務
	作業担当	前条第二号に掲げる事務
	教育担当	前条第三号に掲げる事務
	分類担当	前条第四号に掲げる事務
［略］		
川越少年刑務所	処遇担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務
	職業訓練担当	前条第二号に掲げる事務
東京拘置所	処遇担当	前条第一号に掲げる事務（特別警備担当の所掌に属するものを除く。）
	特別警備担当	前条第一号に掲げる事務のうち、特に高度な専門的知識及び技術に関すること。
	指導担当	前条第二号及び第三号に掲げる事務
大阪拘置所	［略］	
	［略］	
［略］		

（処遇部及び矯正処遇部の次席矯正処遇官）

第十二条　東京拘置所の処遇部に次席矯正処遇官二人を、宮城刑務所、喜連川社会復帰促進センター、千葉刑務所、府中刑務所、横浜刑務所、名古屋刑務所、京都刑務所、大阪刑務所、神戸刑務所、福岡刑務所、川越少年刑務所及び大阪拘置所の処遇部並びに島根あさひ社会復帰促進センターの矯正処遇部にそれぞれ次席矯正処遇官一人を置く。

2　次席矯正処遇官（東京拘置所の処遇部に置かれるものを除く。）は、命を受けて、処遇担当の首席矯正処遇官を助け、その事務のうち、所長の指定に係る事務を整理する。

3　東京拘置所の処遇部に置かれる次席矯正処遇官は、命を受けて、処遇担当又は特別警備担当の首席矯正処遇官を助け、その事務のうち、所長の指定に係る事務を整理する。

（分類教育部の首席矯正処遇官）

第十八条　分類教育部（喜連川社会復帰促進センターを除く。）にそれぞれ首席矯正処遇官一人を、喜連川社会復帰促進センターの分類教育部に首席矯正処遇官二人を置く。

2　分類教育部（喜連川社会復帰促進センターを除く。）に置かれる首席矯正処遇官は、前条に規定する事務をつかさどる。

3　喜連川社会復帰促進センターの分類教育部に置かれる首席矯正処遇官は、それぞれ教育担当及び分類担当とし、教育担当の首席矯正処遇官は第十三条に規定する事務を、分類担当の首席矯正処遇官は第十五条に規定する事務をつかさどる。

［項を加える。］

［同上］

［同上］

［項を加える。］

東京拘置所　大阪拘置所	［同上］	
	［同上］	
［同上］		

（処遇部及び矯正処遇部の次席矯正処遇官）

第十二条　東京拘置所の処遇部に次席矯正処遇官二人を、宮城刑務所、千葉刑務所、府中刑務所、横浜刑務所、名古屋刑務所、京都刑務所、大阪刑務所、神戸刑務所、福岡刑務所及び大阪拘置所の処遇部並びに喜連川社会復帰促進センター及び島根あさひ社会復帰促進センターの矯正処遇部にそれぞれ次席矯正処遇官一人を置く。

2　次席矯正処遇官は、命を受けて、処遇担当の首席矯正処遇官を助け、その事務のうち、所長の指定に係る事務を整理する。

［項を加える。］

（分類教育部の首席矯正処遇官）

第十八条　分類教育部に、それぞれ首席矯正処遇官一人を置く。

2　分類教育部に置かれる首席矯正処遇官は、前条に規定する事務をつかさどる。

［項を加える。］